

# 鳥取大学医学部臨床教授等の称号の付与に関する規程

平成9年12月17日

鳥取大学医学部規則第8号

(目的)

第1条 この規程は、鳥取大学医学部（以下「本学部」という。）における臨床教育に協力する学内外の医療機関等の優れた医療人等に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授及び臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は、本学部の履修に関する規定により臨床実習等の指導に協力する医療機関等（以下「実習等協力機関等」という。）に所属する医療人等に付与する。

(選考手続き)

第4条 臨床教授等の選考は、教授会の議に基づき、学部長が任命する。

(選考基準)

第5条 臨床教授等として選考できる者は、医療機関等における豊富な臨床経験等を有し、優れた臨床能力等及び教育能力を有するものとする。

(職務)

第6条 臨床教授等は所属する実習等協力機関等及び本学部において、臨床実習等の指導に必要な職務を行うものとする。

2 臨床実習等の指導は、本学部と実習等協力機関等との間で作成された臨床協力カリキュラムに従い行うものとする。

(称号を付与する期間)

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、臨床実習等の指導に協力する間とする。

(通知)

第8条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項については、教授会の議を経て、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成9年12月17日から施行する。

附 則(平成19年3月20日鳥取大学医学部規則第7号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月26日鳥取大学医学部規則第10号)

この規程は、平成23年10月26日から施行する

附 則(平成27年9月24日鳥取大学医学部規則第18号)

この規程は、平成27年9月24日から施行し、改正後の鳥取大学医学部臨床教授等の称号の付与に関する規程の規定は、平成27年4月1日から適用する

附 則(令和5年1月11日鳥取大学医学部規則第1号)

この規程は、令和5年1月11日から施行する